

地域協議会委員を公募します

公募期間 3月9日(水)～21日(月)・振

4月に、地域の課題やまちづくりなどについて話し合う地域協議会委員が任期満了を迎えるため、次期の委員を募集します。身近な地域のことをここに住むみんなで考える地域協議会に参加してみませんか。

■問合せ：自治・地域振興課（☎025・526・5111、内線1429）
※広報上越1月15日号から毎号、地域自治区や地域協議会について紹介してきました本シリーズは、今号が最終回です。

応募資格

4月24日⑩現在の年齢が満25歳以上で、次のいずれにも該当する人が応募できます。

- 応募する地域協議会が置かれている地域自治区内に住所がある人
- 上越市議会議員選挙の候補者となる要件を満たす人（公務員であっても臨時または非常勤職員の人、一部を除き、公務員の立候補制限を適用しないため、応募することができます）

※選任日（4月26日⑩を予定）までに、衆議院議員、参議院議員、地方公

共団体の議会の議員、または地方公共団体の長の選挙の候補者となる人は応募できません。

地域協議会委員にふさわしい人とは？

地域協議会は、地域のことをみんなで考え、話し合う場です。そのため、次のような人となりや行動力のある人が望まれます。

- 地域の利益を優先して考える人、地域のために頑張る人
- 建設的なものの考え方ができる人
- 住民目線でものを考えることができる人



地域協議会委員と地域住民の皆さんとの意見交換会

定数

各区における地域協議会委員の定数は、左表のとおりです。



区名	定数	区名	定数	区名	定数
高田区	20人	有田区	16人	大潟区	16人
新道区	14人	八千浦区	12人	頸城区	16人
金谷区	16人	保倉区	12人	吉川区	14人
春日区	20人	北諏訪区	12人	中郷区	12人
諏訪区	12人	谷浜・桑取区	12人	板倉区	14人
津有区	14人	安塚区	12人	清里区	12人
三郷区	12人	浦川原区	12人	三和区	14人
和田区	14人	大島区	12人	名立区	12人
高土区	12人	牧区	12人	合計	390人
直江津区	18人	柿崎区	16人		

任期・報酬

委員の任期は、4月29日から平成32年4月28日までの4年間です。委員の報酬はありませんが、会議1回につき交通費相当額1200円を支払います。

選任方法

応募者数が各区における地域協議会委員の定数を超えた場合は、その地域に住む皆さんによる選任投票を行い、委員を選任します（投票日は4月24日⑩を予定）。応募者数が定数を超えなかった場合は、応募者の中から委員を選任し、その上で定数に達するまで応募資格のある人の中から市長が委員を選任します。

応募方法

応募書類に必要事項を記入し、3月9日⑩から21日⑩・⑪までの間に本人が応募先へ出向いて提出してください。その際、運転免許証や健康保険証など本人確認ができるものを持参してください。受付時間は、午前8時30分から午後5時までで、土・日曜日、祝日等も受け付けます。公募の手引きおよび応募書類は、

よりよいまちを目指す地域協議会の活動

地域協議会の会議は、各区域内にある公共施設で、おおむね月1回開催します。このほか、町内会やまちづくり団体などの意見交換会や、県内外での先進事例の視察、有識者を招いた研修会を開催し、地域の活性化や課題の掘り起こし方法を学ぶなど、通常の会議だけでなく、それぞれの地域協議会が創意工夫し、よりよいまちになることを目指しながら活動しています。

これまでの各地域協議会の活動状況は、市ホームページで確認するか、それぞれの区域を担当する総合事務所、まちづくりセンターに問い合わせてください。



地域協議会の会議



地域づくりの先進地視察



アドバイザーを招いた研修会

自治・地域振興課、各総合事務所、各まちづくりセンターにあるほか、市ホームページからダウンロードできます。

応募先

居住する区域を担当する総合事務所、まちづくりセンターへ応募してください。各まちづくりセンターの担当区域は次のとおりです。

- 南部まちづくりセンター（女性サポートセンター内）Ⅱ高田区、金谷区、三郷区、和田区
- 中部まちづくりセンター（市役所木田第2庁舎内）Ⅱ新道区、春日区、諏訪区、津有区、高土区
- 北部まちづくりセンター（レインボーセンター内）Ⅱ直江津区、有田区、八千浦区、保倉区、北諏訪区、谷浜・桑取区